

地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程の概要

○国家公務員災害補償制度との権衡を失しないように考慮し、以下のとおり改定

○令和7年4月1日施行。ただし、経理に係る改正は理事長が定める日から施行

障害特別援護金の支給額の改定

- 「民間企業の勤務条件制度等調査」(人事院)において法定外給付の実態を調査し、その結果を考慮して支給額を決定
- 昨年度の調査の結果、現行の支給額との乖離が生じたため、改定を行うもの

<通勤災害に係る障害特別援護金>

(単位:万円)

等級	旧	新
第1級	915	845(▲70)
第2級	885	820(▲65)
第3級	855	790(▲65)
第4級	520	500(▲20)
第5級	445	430(▲15)
第6級	375	360(▲15)
第7級	300	290(▲10)
第8級	190	改正なし
第9級	155	150(▲5)
第10級	125	120(▲5)
第11級	95	90(▲5)
第12級	75	70(▲5)
第13級	55	50(▲5)
第14級	40	35(▲5)

奨学援護金の支給額の改定

- 「子供の学習費調査」(文部科学省)等による平均教育費の推計額を用いた算定方法に基づき支給額を決定
- 上記に基づく算定の結果が、現行の支給額との乖離が生じたため、改定を行うもの

<奨学援護金>

	(旧)	(新)
小学校等	15,000円	→ 16,000円(+1,000円)
中学校等	20,000円	→ 21,000円(+1,000円)
高等学校等	19,000円	→ 20,000円(+1,000円)

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う改正

- ・国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第22号)による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)において、適時・適切に時代の変化に対応できる制度に改めるため、旅費の種類や内容の詳細に係る技術的事項を国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)に委任することとされた
- ・これを踏まえて、補装具の支給等を受けるために旅行する場合の旅費について、旅費の種類や内容を細かく規定していたものを「国家公務員災害補償法の規定による福祉事業に準じて理事長が定める範囲内」に改正するもの

○勘定区分の名称変更の改正

- ・一般的な企業会計ルールに合わせ、「利益勘定」を「収益勘定」に、「損失勘定」を「費用勘定」に改正するもの